

○学校法人大阪電気通信大学評議員報酬等に関する規則

2022 年 4 月 1 日

制定

(目的)

第 1 条 この規則は、私立学校法第 100 条(昭和 24 年法律第 270 号)に基づく学校法人大阪電気通信大学評議員(以下、「評議員」という。)の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 職員評議員 評議員のうち、学校法人大阪電気通信大学就業規則第 2 条に定める者をいう。
- (2) 学外評議員 前号以外の評議員をいう。

(報酬等)

第 3 条 学外評議員に対しては、報酬及び交通費(以下、「報酬等」という。)を支給する。なお、職員評議員については支給しない。

- (1) 報酬は、評議員会の開催日 1 日につき 15,000 円を支給する。
- (2) 前号のほか、法人業務のための職務に勤務したことに対し、報酬として、1 日当たり 15,000 円を支給する。
- (3) 交通費は、本人の住所地から本法人までの間を、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出した額とする。

(報酬等の支給時期)

第 4 条 報酬等の支給の時期は、評議員会開催の翌月 25 日(ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の場合は、その直前の業務日とする。)とする。

(出張)

第 5 条 評議員が本法人以外の場所で業務を行う場合は、別に定める出張旅費規則(法人事務局・大学)に基づき出張旅費を支給する。ただし、法人から交通費が支給されている職員評議員については、当該支給区間を除くものとする。

(公表)

第 6 条 法人は、この規則をもって評議員に対する報酬等の支給基準とし、ホームページその他適切な方法により公表する。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、評議員会の諮問を経て理事会において議決する。

附則 (評議員数変更に伴う一部改正)

この規則は、2025 年 10 月 28 日から施行する。